

申 告 書

私は、下記の事項のいずれにも該当しないことを申告します。

年 月 日

氏 名
(法人名)

⑨

熊本市長 （宛）

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- 3 自動車リサイクル法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者。
- 4 引取業者で法人であるものが自動車リサイクル法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者。
- 5 自動車リサイクル法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者。
- 6 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当する者。
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者がある者。